

第5 監査対象補助金の監査結果

包括外部監査人は、農林水産局の所掌である次の3つの基金に係る事業について監査を実施したので結果を以下に報告する。

- ・ 広島県森林整備地域活動支援事業基金
- ・ 広島県森林整備加速化・林業再生基金
- ・ ひろしまの森づくり基金

1 概要

(1) 広島県の農林水産業計画

広島県の農林水産業計画は、近時5年を単位として策定されており、平成18年3月には、平成18年～平成22年の5年計画で「2006～2010 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」を、平成22年12月には、平成27年度を目標年度とする「2020 広島県農林水産業チャレンジプラン」を策定している。

最初に、平成18年3月策定の計画について計画の内容と実績を、平成22年12月策定の計画について計画の内容を述べ、次に、各基金に共通する事項及び各基金特有の事項について述べることとする。

平成18年3月策定の計画では、あるべき姿として「林業の構造改革」を掲げ目標数値の設定をしている。また、林業関係の重点施策として〔効率的な木材の生産・流通体制の確立〕を掲げ、推進項目として、森林の団地化・高密度路網の整備・高性能機械の導入・施業の集約化・効率化・長伐期施業の導入を掲げている。

平成22年12月策定の「チャレンジプラン」においては、次の4つを重点施策としている。

- ① 効率的な木材生産体制の構築
- ② 県内経済に貢献できる流通・加工体制の実現
- ③ 県産材を最大限活用する木材利用の実現
- ④ 適正な森林資源管理

(2) 実地監査対象の選定

① 広島県農林水産局林業課

当事業の実績数値の提示を求め、検討を行った。その結果、市町によって状況は異なるが、最終的には多くの事業が各森林組合によって行われていることが確認できた。

② 広島県農林水産局団体検査課

森林組合の監督は団体検査課が所掌しているため、団体検査課においてその検査内容・結果を確認したところ、組合の組織運営についての検査であった。

そこで、各森林組合から提出を求めた平成23年度総会に提出された議案書から、貸借対照表・損益計算書等の内容を把握した。

③ 市町及び森林組合に対する実地監査

実態把握のため、市町・森林組合への実地監査を実施することとし、東部農林水産事務所管内から神石高原町・神石郡森林組合を選定し、西部農林水産事務所管内から廿日市市・佐伯森林組合を選定した。

2 計画と実績

(1) 平成18年3月策定の計画と実績

2006～2010 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画における現状(平成16年)と計画(平成22年度)は下表のとおりであった。

NO	項目	現状	H22年度 計画	H22年度 実績
1	低コスト林業団地の整備	0ha	30,000ha 270 団地	51,800ha 292 団地
2	森林組合合併の推進	17 組合	7 組合	17 組合
3	森林施業計画	80 件	160 件	319 件
4	森林組合長期施業 受託面積	0ha	50 千 ha	42 千 ha
5	間伐実施面積	19,427ha (H12～H16)	41,000ha (H12～H22)	57,882ha (H12～H22)
6	木材安定供給協定による 木材の流通量	6 件 1,300 m ³	12 件 2,500 m ³	17 件 13,970 m ³

計画を達成した項目は、6項目のうち4項目であり、2項目については未達成であった。

- ① 森林組合の合併推進については、平成24年4月に1件実施していることから現在(平成25年1月)16組合である。しかし、「(10)森林組合 ⑥森林組合の合併」(75ページ)で指摘しているように財務体質の悪化している森林組合があり、合併の推進は今後も引き続いて必要である。
- ② 森林組合長期施業受託面積の拡大は進行中であり、森林組合の経営安定化のため森林所有者への受託活動が一層必要である。

その他の計画の数値目標は達成しているが、重要なのは政策目的の達成であり、効率的で安定的な林業経営に改革されているかどうかである。

(2) 平成22年12月策定の計画

引き続き、2020 広島県農林水産業チャレンジプランが作成されている。ここでの数値目標は下記のとおりである。

項 目	現 状		目 標	
			平成27年	平成32年
県産材(スギ・ヒノキ) 素材生産量(万m ³ /年)	平成21年	6.9	30	40
うち低コスト林業団地分	平成21年	3.2	15	20
低コスト林業団地面積(ha・累計)	平成21年	48,630	55,000	60,000
森林施業プランナー(人・累計)	平成21年	9	60	63
高性能林業機械保有数(セット・累計)	平成21年	17	57	65
低コスト林業団地の 林内路網密度(m・ha)	平成21年	24.8	施 業 地 車両系 100 架線系 40	
県産材の製材品出荷量(万m ³ /年)	平成21年	3.8	16	22
公共建築物等への木材利用拡大 (千m ³ /年)	平成21年	3	10	20
県内での県産材製材品販売量のシ ェア(%)	平成21年	8	27	46
再植林経費(万円/ha)	平成21年	95	-	1/2 以下

新プランは平成21年12月の農林水産省が策定した「森林・林業再生プラン」に基づいて、新たな取り組みを実施している。

今後の課題は下記のとおりである。

- ① 効率的な県産材生産体制の確立
- ② 消費者ニーズに見合う流通・加工体制の構築
- ③ 県産材の利用拡大に対する取り組み
- ④ 森林資源の循環利用に関する取り組み

前回プランとの継続性の有無については、下記のとおりである。

分類	項目	摘要
継続	低コスト林業団地面積 公共建築物等への木材利用拡大	
新規	素材生産量(スギ・ヒノキ) うち低コスト林業団地分 製材品出荷額 森林施業プランナー 高性能林業機械 低コスト林業団地・林内路網密度 県産材の製材品出荷量 県内での県産材製材品販売量のシェア 再植林経費	
非継続	森林組合の合併促進 林業施業計画 低コスト林業団地数 森林組合長期施業受託面積 木材流通量 間伐実施面積 森林ボランティア 企業による森林整備実施件数	

新プランにおいて、数値目標の項目が大きく変更されている。

非継続となっている項目で、数値目標が達成されていない、森林組合の合併促進及び森林組合長期施業受託面積の2項目については、引き続き取り組む必要がある。林業の統計値として数値は、継続して把握し、政策立案に利用されたい。

3 監査の結果

3 事業について監査を実施したが、共通する事項もあり、内容別・形態別に分類して報告する。

(1) 補助金・交付金の申請

① 請求内容が均一ではないこと及び広島県の周知不足

<森林整備地域活動支援事業>

支援事業交付金において、事業者から実行経費について申請に基づいて交付金決定されているが、事業者からの請求内容が均一ではない。11項目の費用のうち、7項目の経費を請求した森林組合がある一方、人件費のみしか請求しなかった森林組合が7組合中2組合あった。このことは、広島県による制度内容の周知が十分でないことを示している。

② 設計変更に伴う変更申請

<佐伯森林組合森林整備加速化・林業再生基金事業(林内路網整備)>

当補助金の交付申請については、森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について、別表1「森林整備加速化・林業再生事業費補助金種目別基準」3林内路網整備(4)補助金交付申請等、②交付の申請、④変更交付の申請、に規定している。

交付の申請は、一定様式の補助金交付申請書に事業計画書の写し、位置図及び平面図を添付して行うこととなっている。

そして、路線箇所の変更及び変更がある場合、市町申請額の変更がある場合、その他やむを得ない理由で変更が必要な場合は、事前に農林水産事務所又は農林水産事務所の担当課と協議した上で、それぞれ補助金変更承認申請書を提出して変更受付の申請をすることと規定している。

平成23年度施工のうち、夏夜鳥支線は、実事業費が補助金額の20%以上回ったにもかかわらず、減額の変更申請がされないまま、余った補助金を次年度実施予定の施工費に充てているのは不適正である。

(2) 交付金決定の内容

① 二重の補助金

<神石郡森林組合 森林整備地域活動支援事業(施業の集約化)>

神石郡森林組合では、実行経費として機械器具費を計上し、GPS利用料1日3,000円、パソコン賃借料1日1,000円として補助金を受け取っている。

GPSは3台保有しているが、内2台については一部補助金を受けて取得したものがあ。この減価償却費相当額を計算の基礎に算入するのは過大な補助金の交付である。

補助金で取得した機械を利用し、再度補助金を受け取ることは、二重の補助金受け取りであり、不適正である。

② 特定の者への利益供与

A 同一事業に2年連続の交付金

<佐伯森林組合 森林整備地域活動支援事業(施業の集約化)>

21年度内訳

交付対象者	対象面積 (ha)	交付額 (円)	備考
(有)安田林業	725	3,625,000	計画・調査 ・測量・草刈払
(財)広島県農林振興センター 中本造林(株)	829	4,145,000	
佐伯森林組合	216	1,080,000	作業道舗装 ・草刈
合計	1,970	9,850,000	

22年度内訳

交付対象者	対象面積 (ha)	交付額 (円)	備考
(有)安田林業	725	3,625,000	計画・調査 ・測量・草刈払
(財)広島県農林振興センター 中本造林(株)	829	4,145,000	
佐伯森林組合	216	1,080,000	作業道舗装 ・草刈
合計	1,970	9,850,000	

平成21年度及び22年度ともに対象地域、面積及び交付額が同じである。

森林整備地域活動支援交付金実施要領には、その趣旨として「近年、林業採算性の悪化による林業生産活動の停滞や、森林所有者の高齢化、不在村化を背景として、森林所有者の森林施業意欲が減退しており、適時適切な森林施業が十分に行われない森林が発生するなど、こ

のままでは国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたしかねない事態が生じていることから「森林情報の収集活動」、「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」、「施業実施区域の明確化作業」、「歩道の整備」その他の地域活動の確保を図ることとすると記載されている。

林野庁ホームページのデータによると廿日市市の林野面積は41,907ha、現況森林面積は41,442haであり、そのうち民有林は3,4791haであることから考えると、2年間にわたり同一の対象地域、面積、交付額が同じであることは、対象地域の決定が恣意的であり、不自然である。

B 自己所有の山林への補助

<佐伯森林組合 ひろしまの森づくり事業>

当補助金事業について、自己所有の山林に対して自らが施業を行ったものに対し補助を行ったものが、平成23年度と平成22年で各1件確認された。

平成22年度	佐伯森林組合	570,840円
平成23年度	YT(個人)	298,200円

C 自己所有山林への工事業務

<佐伯森林組合森林整備地域活動支援事業(作業路網の改良活動)>

佐伯森林組合における支援事業において、不公平と考える事例がある。

発注者	佐伯森林組合
請負者	細田林業株式会社 代表取締役 細田 元樹
作業場所	廿日市市虫所山字中山 511-34 (※監査人注：森林所有者 細田元樹)
請負金額	1,105,650円(内消費税額 52,650円)
契約方式	随意契約

当事例は、青笹団地の施業集約化の後、作業路網の改良を行ったものである。

この時点で、青笹団地の施業集約化に同意した者は、細田元樹氏と細田林業株のみで、他者はなく、これを以って集約化ができたとは言いがたい。このような状況で、代表取締役個人所有の山林の工事を、その

同族会社が、補助金を受け取って行うのは、著しく不公平である。なお、同代表取締役は、佐伯森林組合の監事である。

参考として、会計検査院による指摘事項を掲げておく。

会計検査院による指摘

会計検査院は、平成19年度決算検査報告において、林野庁の補助事業である「森林環境保全整備、森林居住環境整備」事業について指摘している。

(3) 受託造林に関する取り扱い

森林組合に事業を委託した森林所有者が、森林組合に臨時作業員として雇用されて、自ら所有する森林で作業を実施している。

作業の実施状況をみると、森林組合等に事業を委託した森林所有者が所有する森林に係る作業のみを自ら実施している。

事業メニューが異なるとはいえ、基本的考え方として、会計検査院の指摘は尊重されるべきである。

③ 事実に基づかない補助金・交付金決定

< 森林整備地域活動支援事業 >

< 森林整備加速化・林業再生基金事業 >

< ひろしまの森づくり事業 >

これらの事業は、ともに実際の人件費コストを基礎として交付決定されるが、次のとおり従事事実が確認できないものがあり、交付金の決定は不適正である。

A 現場作業員作成の作業日報・作業報告書

< 神石郡森林組合、佐伯森林組合 >

神石郡森林組合では、現場作業員作成の作業日報・作業報告書は存在したが、管理職分は作成されていなかった。

佐伯森林組合では、事業従事の基礎資料である作業日報・作業報告書の提示を求めたところ、作成していないとの回答を得た。管理職を含め作業日報・作業報告書がないことにより交付金決定の基である作業の事実が確認できないので、同組合に対する交付金決定は不適正である。

B 管理職・事務職員の事務日誌作成

< 神石郡森林組合、佐伯森林組合 >

神石郡森林組合・佐伯森林組合の両組合ともに事務職員の事務日誌を作成していない。

事務日誌がないことにより交付金決定の基である事務従事の実事が確認できないので、両組合に対する交付金決定は不適正である。

C 佐伯森林組合に対する実地監査の請求

包括外部監査人は、広島県に対し、佐伯森林組合に対し監査を実施し、事実確認するよう求めている。

他の森林組合についても、同様な事実がないか確認されたい。

D 管理職の人件費積算

<神石郡森林組合、佐伯森林組合>

神石郡森林組合・佐伯森林組合の両組合ともに管理職は、1日の内100%交付金業務に従事したとしているが、管理職は、管理業務があり、他業務への従事も時として必要であるので、100%交付金対象とするのは不適切である。

また、管理職の人件費は、管理業務がある故に一般職員より人件費が高額なので、交付金申請をすとしても、その単価は、一般職員と同等でなければならないと考える。

E (有)安田林業に交付された支援交付金

<森林整備地域活動支援事業>

平成21年度及び22年度ともに対象地域、面積、交付金額は全く同じである。

平成22年度書類によると、対象地域には、交付対象者である(有)安田林業所有の山林48.46haが含まれている。廿日市市役所農林水産課より提示を受けた「平成21年度 安田林業 歩道の整備等作業道の草刈払いに係る施業箇所位置図」及び「平成22年度 安田林業 歩道の整備等作業道の草刈払いに係る施業箇所位置図」によると、草刈払い箇所はほぼ同一の場所であると認められる。

F 実行経費の確認

<佐伯森林組合 ひろしまの森づくり事業>

実行経費の集計根拠について確認を行ったところ、以下の点について問題があった。

a 事前測量等の経費

事前測量等に要した経費の算定の根拠とされている職員の従事

状況を示す資料は、確認できなかった。

b 作業経費

平成23年度の特定の1件について、実行経費算定の根拠となった作業員の従事状況の確認を行ったところ、その作業員にかかわる業務日報において従事状況と異なるものがあった。

なお、現地監査終盤まで作業日報は存在しない旨の説明を受けており、当初の監査予定時間が経過した後に作業日報の存在が判明したため、時間の関係から1件のみの確認となった。

(3) 契約事務

① 随意契約ではなく競争入札を

広島県森林整備地域活動支援事業基金は、林業採算性の悪化などにより、適切な施業の実施が十分に行われず、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念される中、木材生産の低コスト化、安定化を図るため、効率的・計画的な間伐を行う仕組みを構築するため、林業事業者による集約的な施業地確保、及び施業に必要な路網の改良を支援することに制度の目的・趣旨がある。

したがって、森林における当事業は強い「公益性」を有し、また当事業は税金を使って行われるものであること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどから、森林組合が「公共的団体」に留まるものであるとしても、地方公共団体が実施する公共事業に準じて、一律随意契約の方式によるのではなく競争入札の方式の導入を図るなどして事業を実施すべきである。

<佐伯森林組合森林整備地域活動支援事業(作業路網の改良活動)>

同族会社が、代表取締役個人の山林を、補助金を受け取って整備するのは不適正であり、その同族会社を排除しないとしても、指名競争入札とすべきであった。

<神石郡森林組合、佐伯森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(間伐)>

事業主体が、請負で施業する場合に、請負契約は、神石郡森林組合、佐伯森林ともに競争入札によらないで随意契約によってなされている。

<神石郡森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(林内路網整備)>

平成23年度実施の5路線のうち4路線(向組1号線他, 実施延長3713.4m, 請負金額の合計2,745,000円)について, 同一業者に対して開設工事を外注しており, 契約関係書類を確認したところ, 見積書の徴取が一切なく, すべて随意契約を行っていた。

<佐伯森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(林内路網整備)>

各路線ごとの施工業者名及び請負金額は, 次のとおりであり, その契約方法を確認したところ, 各路線について, いずれも3業者への見積り依頼を行い, 見積り合わせにより, 最低価格の業者と請負契約を締結している。

見積書は, 当組合が定めた様式に見積り合計金額を記載するのみで, 内訳明細書の提出までは求めている。

また, 請負業者が有限会社中尾木材に集中していることについて, 担当者は, 「同法人は他の森林組合からも路網整備工事の施工実績があり, 当組合としても路網の中長期的な維持管理の面で, 過去から実績があり施工技術面で信頼出来る業者による施工が効果的であると思っている」との説明があった。

実施年度	路線名	請負先名	請負金額(税抜)	補助金額
平成22年度	大谷大峯支線	(有)中尾木材	1,570,000	1,600,000
	長石原線	(有)中尾木材	900,000	900,000
	青笹支線	(有)中尾木材	2,056,000	2,000,000
	馬山支線	(有)亀井建設	1,560,000	5,600,000
平成23年度	熊ヶ杉支線	(有)中尾木材	2,843,000	3,000,000
	大込支線	(有)中尾木材	2,035,000	2,000,000
	青笹支線	(有)中尾木材	1,954,000	1,976,000
	夏夜鳥支線	(有)中尾木材	5,837,000	7,260,000
		(株)栗栖材木店	1,396,000	
黒野田山支線	(有)中尾木材	6,480,000	6,824,000	

(4) 検査・確認

① 事業者である佐伯森林組合の実態

地域活動支援事業, 整備加速化・林業再生事業においては, 人件費の実績を根拠として補助金・交付金が交付されるものがある。

包括外部監査人が同組合に実地監査を行い事業従事の実態を示す作業日報・作業報告書の提示を求めたところ, 作成していないとの回答を得た。事務職員の作成する事務日誌についても作成していないとの回答であった。

た。

なお、神石郡森林組合においては、作業日報、作業報告書が作成されているが、事務日誌は作成されていなかった。このような状況で森林に対する補助金・交付金の交付決定が行われているのが実態である。

② 市・町における確認事務

廿日市市においては、事業実績報告書を受け取るのみで、人件費請求の内訳書の提示を求めている。

神石高原町においては、神石郡森林組合が人件費請求の内訳書を添付しているが、その作業事実を作業日報等により確認していない。

③ 広島県における確認事務

広島県においては、農林水産事務所が確認事務を行うことになっているが、事業実績報告書を受け取るのみであり、確認事務は行われていない。

④ 写真及び現地検査を経ない補助金の交付

<佐伯森林組合 ひろしまの森づくり事業>

廿日市市から県へ提出された平成23年度の事業報告書の確認を行ったところ、環境貢献林整備事業実施要領第9により実績報告に添付が義務づけられている、施工前後の状態を示す写真(全37地点分)について、前後の内いずれかの写真の添付がないもの6件、前後の写真の撮影場所が異なると思われるもの3件、前後の写真に変化がなく施工実施の確認ができないもの1件が認められた。

これらの写真について、県の担当者及び廿日市市の担当者に確認を行ったところ、その多くは、県の担当者による確認の際に不備が発見されており、追加で提出された写真等の添付がもれていたとのことであったが、施工前後のいずれかの写真が添付されていなかったものの内2件は、最終的に施行前の写真の添付がなく、市による現地確認もされていない状態で補助金が交付されていた。

(5) 作業員の勤務実態

<佐伯森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(間伐)>

佐伯森林組合の事業実績の報告から実行経費の算出過程を検証した。検証の結果、事業箇所別に労務費は作業員の平均単価、諸経費は所定の諸掛率により算定されている。

箇所別整理票

(森林整備加速化・林業再生事業<間伐>直営)より

実行経費算定

作業員	延日数	計(円)	単価(逆算)	摘 要
A	31	415,682	@13,409	当組合の社員であり、岩本造林で当組合の作業をしている。単価は6ヶ月の平均で算定している。
B	30	339,677	@11,322	
C	31	336,190	@10,844	
D	35	385,000	@11,000	当組合の現業作業員で所定の単価で作業している。
E	35	385,000	@11,000	
F	35	385,000	@11,000	
労務費計	197	2,246,549		
資材費		492,500		チェーンソー(損料, 燃料等)
小 計		2,739,049		
諸経費		383,400		諸掛比率 14%
実行経費		3,122,500	@252,200	3,122,500/12.38ha

労務費については、個々の作業員の勤務状況が不明である。

当組合の職員三名(A, B, C)を他社(岩本造林)に預け、当組合の作業を実施させていることに合理性は見当たらない。

また、岩本造林は、労働基準監督署に対して提出する書類の様式を利用して、勤務状況を管理しているが不適切である。適切な書式により作成する必要がある。

出役簿には個人別単価が記載されているが、その算定根拠及び各個人への通知が文書でなされておらず明確性を欠くものである

(6) 実行経費の算定

① 請負施工について

箇所別整理票(森林整備加速化・林業再生事業<間伐>請負)では、実行経費は請負契約額に間接費を加えて算定することになっている。

箇所別整理票には間接費内訳(現場管理費、測量費、通信消費税及び社会保険料等)を記載する欄があるが、全く記載がなく(中にはいずれも「0」と記載しているものがある)、間接費欄に請負契約金額の10%に相当する金額を記載し、請負契約金額との合計額を実行経費額としている。

広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用についての、「別紙1 森林整備加速化・林業再生事業(間伐)における間接費率の適用について」によれば、実施主体が請負で実施する場合、実施主体の間接費は、請

負(契約)額に森林組合等は10%を乗じた額を上限とし、一施行地毎に実費(現場管理費、通信消費費等)の積み上げにより計上するものと規定されている。

したがって、一施行地ごとに積み上げ計上した実費が請負(契約)額に10%を乗じた額を超える場合に、間接経費の欄に請負(契約)額に10%を乗じた額を記載することになるはずである。

一施行地ごとに実費を積み上げ計上することを行わないで、一律請負契約額に10%を乗じた金額を記載するという処理は、実施要領の運営についての規定に適合しない不適正な処理である。

② 労務費の計算

<佐伯森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(間伐)>

施業単位で出役簿と受託事業精算書が作成されているが、すべての項目で集計金額が異なっている。この説明を担当者にもとめたが明確な回答はなかった。

したがって、施業管理が適正に実施されているとの感触は得られなかった。

(7) 報告事務

① 実績報告書

<神石郡森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(間伐)>

実績報告書(検査調書)に添付されている箇所別整理票について、神石郡森林組合が事業主体として間伐を実施した事業で、同組合が外注(請負)施行した場合、補助の対象となる間接経費について、施工地ごとに実費を積み上げ計算することなく一律請負金額の10%に相当する金額が記載されている。

<神石郡森林組合, 佐伯森林組合 ひろしまの森づくり事業>

当森林組合で集計している実行経費は、標準経費とは異なる金額であるにもかかわらず、当交付金事業の実績報告書では、標準経費と実行経費は、神石郡森林組合、佐伯森林組合とも全て同額で記載されていた。

標準経費と実行経費が同額で記載されている点について、佐伯森林組合で確認したところ、交付金の申請段階で添付した書類をそのまま使用してしまったとのことであった。なお、廿日市市への事前監査の段階では、個々の実行経費を確認し、すべて標準経費を上回っていることを確認したとの説明を受けていたが、実際は37件中5件は、実行経費が標準経費を

下回っていた。

② 達成状況報告

<神石郡森林組合, 佐伯森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業
(林内路網整備, 間伐)>

事業主体である森林組合は, 広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領第 11 の規定に基づいて, 各年度の事業計画の達成状況について報告することとなっているが, 神石郡森林組合, 佐伯森林組合ともに, 監査を行った全ての年度において達成状況報告書が提出されていなかった。

③ 事業評価

<佐伯森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(林内路網整備)>

費用対効果の事前評価について, 路線ごとに「集材路の費用対効果分析集計表」の作成があり, その分析内容について担当者に説明を求めところ, 広島県が作成した様式(エクセル様式の表)に人工林又は天然林, 針葉樹又は広葉樹の各区分及び令級別の面積の入力することにより効果額が自動計算され, 事業費に対して事業実施効果額が上回る(事業実施比率が 1.0 以上の)路線について路網整備を行っているとのことで, 施工全路線について同分析集計表の確認を行った結果, すべて比率が 1.0 以上の数値であった。

なお, 上記効果額の算定数値は, 林野庁が作成した「林野公共事業における事業評価マニュアル」(平成 22 年 3 月)及び計算システムを広島県が森林組合に提供し, それに基づき入力・計算されたものである。

(8) 補助金に係る消費税等の取り扱い

① <佐伯森林組合 ひろしまの森づくり事業>

補助金額の決定に際して, 補助基準額と比較する実行経費は税抜き金額で計算すべきところ, 佐伯森林組合では税込み金額を基に計算し補助金額の申請を行っていた。

(注) 補助金額は, 標準単価と実行経費を比較し, いずれか低い金額から所有者負担額を控除して求める。

また, 事業の実施を外部に委託しているものについては, 実行経費の集計段階で, 外部からの税込みの請求額の総額に対し, 森林組合で更に消費税等を計上しているため, 消費税等も二重計上となっていた。

上記の2点の誤った処理によって, 平成 23 年度において補助金 584,632 円が過大交付となっている可能性が高いため, 県に対して実態確認を依

頼した。

② <神石郡森林組合, 佐伯森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(間伐)>

実績報告書に添付されている箇所別報告書について, 神石郡森林組合が事業主体として間伐を実施した事業で, 同組合外注(請負)施行した場合, 記載すべき請負金額欄には消費税を含めた請負金額が記載されており, 間接費の欄には, 消費税込みの請負金額の10%に相当する金額が記載されおり, これらの合計額が記載されるべき実行経費として記載されている。そして, 補助金額として定額単価に面積(ha)を乗じた金額を記載している。

補助の対象となる費用と補助金額を比較する場合, 補助の対象となる費用には消費税を除外した金額でなければならない。

広島県条例第三十四号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例別表1 森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金種目別基準2 間伐(3) 補助金交付申請等についてにおいて, 県実施要領に規定する補助金交付申請等の手続については, 補助金等交付要綱によるほか次のとおりにすることと定めてあり, 補助金等交付要綱によることになっている。

広島県林業関係事業(国庫関係分)補助金等交付要綱には消費税相当額の計上の基準について, 次のように規定されている(抜粋)。

第5条

3 第1項の申請書を提出するに当たって, 各事業主体について当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には, これを減額して申請しなければならない。ただし, 申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は, この限りでない。

(消費税等の報告)

第10条 第3条第3項ただし書又は第5条第3項ただし書により交付の申請をした者は, 前条第1項の実績報告書又は第5条第1項の補助金等交付申請書を提出した後に置いて, 消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には, その金額(前条第3項の規定により減額した場合には, その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに, 知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

い。

- 2 前項による報告は、別記様式第9号により前条第1項の実績報告書を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金等に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

実績報告書は、補助金の対象となる事業が実施された後に提出されるのであり、実績報告書を提出するときには消費税等相当額は明らかになっているにもかかわらず、請負金額には消費税が含まれており、間接費として実費を積み上げることなく一律に請負金額の10%に相当する金額を記載していることの問題はさておいても、間接費として消費税を含んだ請負金額の10%に相当する金額が記載されている。

補助金の対象となる請負金額及び間接経費額の合計である実行経費額には消費税が含まれているのであるから、森林組合による処理の方法は不適である。

例えば、平成21年度、神石郡神石高原町(木津和団地)において西城町森林組合への外注を行った事業においては、上記の取り扱いにより、補助額9,620,000円のうち、307,840円が過大交付となっていた。

- ③ <神石郡森林組合、佐伯森林組合 森林整備加速化・林業再生基金事業(林内路網の改良活動)>

広島県林業関係事業(国庫関係分)補助金等交付要綱により、補助金申請に際して、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを減額して申請することとなっている。神石郡森林組合及び佐伯森林組合において、この点について確認を行ったところ、請負施工に係る工事費(税込)から消費税等を減額して申請を行っており、補助金申請額は適正であった。

- (9) 市・町に対する指導(広島県(農林水産事務所)の確認・指導)

広島県は、市・町からの報告書を受け取っているが、人件費の根拠資料の確認をしていない。また市・町に対する指導を行った形跡もない。このことは、職務怠慢と言われても仕方のないことである。

- (10) 森林組合

今回の監査では、神石郡森林組合と佐伯森林組合に対し実地監査を行った

ので、森林組合についての報告を行うこととする。

① 森林組合数

平成18年3月策定の行動計画によれば、現状17組合を7組合にしているとしているが、現状(平成23年度末)17組合であり、計画とおりに進んでいない。

② 森林組合の財務状況

広島県の森林組合の財務状況は、下記のとおりである。

A 赤字決算組合の状況

(単位:組合数)

損益項目	平成21年	平成22年	平成23年
事業総損益	0	0	0
事業損益	1	5	8
経常損益	2	4	7
税引前当期利益	2	4	7
当期利益(当期剰余金)	2	4	7
当期未処分剰余金	2	5	5
赤字損益決算の組合名	(2組合) 高田郡 世羅郡	(5組合) 広島市 高田郡 芸南 世羅郡 山県	(8組合) 山県 高田郡 太田川 黒瀬町 芸南 広島県東部 甲奴郡 東城町

なお、山県森林組合と高田郡森林組合は、平成24年4月1日付で合併している。

赤字決算の組合が増加傾向にある。高田郡森林組合は、3期連続の赤字決算で、世羅郡森林組合・山県森林組合・芸南森林組合は、いずれも2期連続の赤字決算である。事業損益の段階での赤字は、組合の存続にかかわる問題である。

B 森林組合全体の損益動向

(単位:千円)

項目	平成21年	平成22年	平成23年	増減 (平成23年-平成21年)
事業収益	6,153,798	5,596,598	5,365,236	▲788,562
事業費用	4,474,834	4,191,592	4,110,733	▲364,101
事業総損益	1,678,964	1,405,006	1,254,503	▲424,461
事業管理費	1,432,878	1,386,477	1,321,277	▲111,601
事業損益	246,086	18,529	▲66,774	▲312,860
営業外損益	35,637	72,532	53,037	17,400
経常損益	281,723	91,061	▲13,737	▲295,460
特別損益	▲202,911	7,977	26,331	229,242
税引前 当期利益	78,812	99,038	12,594	▲66,218

平成21年の特別損失は、世羅郡で発生している。森林組合の経営環境が、厳しい状況にあると推察できる。特に事業収益の大幅減少(12.8%)により、事業損益や経常損益で赤字が発生している。

C 森林整備事業への依存状況

(単位:千円)

項目	平成21年	平成22年	平成23年	増減 (平成23年-平成21年)
事業収益	6,153,798	5,596,598	5,365,236	▲788,562
森林整備 収益	3,557,713	2,955,381	2,929,237	▲628,476
依存度(%)	57.8	52.8	54.6	▲3.3

事業収益の減少は、森林整備収益の減少がその主たる要因である。他の事業での収益確保が必要になっている。

なお,%は小数点第2位を四捨五入して記載している(以下同じ)。

依存度70%以上の組合

組合名	平成21年	平成22年	平成23年
佐伯森林組合	74.0	78.4	74.9
高田郡森林組合	80.7	(67.6)	(62.1)
広島県東部森林組合	91.6	90.2	95.0
甲奴郡森林組合	77.7	77.5	74.0

西城町森林組合	77.4	(69.4)	72.6
---------	------	--------	------

いずれの組合も高い依存率である。今後の経営環境では厳しい財務状況が予想される。

D 当期末処分剰余金が赤字である森林組合の準備金積立状況

(単位:千円)

平成21年	平成22年	平成23年	当期末処分剰余金 (平成23年末) A	準備金積立額 (平成23年末) B	差引 B-A
高田郡	広島市	山県	▲34,094	171,555	137,461
世羅郡	山県	高田郡	▲33,623	507,038	473,415
	高田郡	芸南	▲4,503	47,114	42,611
	芸南	世羅郡	▲118,441	120,385	1,944
	世羅郡	広島県 東部	▲3,927	263,340	259,413

平成23年末の状況では、純資産の部の準備金積立額で未処理損失が十分カバー可能な森林組合と厳しい森林組合があることがわかる。このことは、組合員への配当の有無に影響する。

世羅郡及び芸南の各森林組合は、準備金を全額取り崩しても少額(5千万円以下)の剰余金となること(差引額参照)及び損益状況も悪く特に厳しい状況である。

E 純資産比率の状況

(単位:%)

組 合 名	平成21年	平成22年	平成23年	平成23年の 組合合計の 平均値との比較
広島市森林組合	62.8	56.1	60.9	平均値以下
佐伯森林組合	57.6	57.4	59.7	平均値以下
山県森林組合	61.0	61.9	78.3	
高田郡森林組合	79.9	74.6	80.6	
太田川森林組合	53.4	49.9	55.9	平均値以下
賀茂地方森林組合	70.9	73.3	70.8	平均値以下
黒瀬町森林組合	58.2	70.9	73.5	
芸南森林組合	65.0	58.5	63.9	平均値以下
尾三地方森林組合	60.6	70.4	71.7	
世羅郡森林組合	62.0	68.3	72.6	
神石郡森林組合	78.7	80.0	78.5	

第5 監査対象補助金の監査結果

広島県東部森林組合	73.4	65.3	71.7	
甲奴郡森林組合	67.2	73.3	78.0	
三次地方森林組合	70.2	69.1	73.4	
備北森林組合	62.4	62.0	67.7	平均値以下
西城町森林組合	63.0	63.0	74.7	
東城町森林組合	75.2	74.6	75.8	
平均値	66.8	66.9	71.2	

純資産比率は一般企業より比較的高いが、経営環境が悪化しており、平均値以下の組合では経営改善努力が必要となる。

F 純資産額の動向

(単位:千円)

組 合 名	平成21年	平成22年	平成23年	増 減 (平成23年-平成21年)
広島市森林組合	262,703	243,389	249,650	▲13,053
佐伯森林組合	448,087	460,801	487,361	39,274
山県森林組合	259,812	250,348	216,243	▲43,569
高田郡森林組合	620,430	599,489	565,850	▲54,580
太田川森林組合	223,206	228,742	229,866	6,660
賀茂地方森林組合	306,077	311,189	317,275	11,198
黒瀬町森林組合	200,934	202,579	199,096	▲1,838
芸南森林組合	101,704	84,633	80,129	▲21,575
尾三地方森林組合	492,600	507,418	524,489	31,889
世羅郡森林組合	136,641	138,258	140,267	3,626
神石郡森林組合	580,606	585,256	598,847	18,241
広島県東部森林組合	392,881	392,658	376,896	▲15,985
甲奴郡森林組合	221,895	224,520	222,669	774
三次地方森林組合	621,200	628,548	629,451	8,251
備北森林組合	340,509	367,207	370,172	29,663
西城町森林組合	370,110	397,489	413,025	42,195
東城町森林組合	337,329	338,584	320,412	▲16,917
合 計	5,916,724	5,961,108	5,941,698	24,974

純資産額が大きく減少している組合がある。山県森林組合及び高田郡森林組合である。

純資産額の少ない(2億円以下)組合として芸南森林組合と世羅郡森林組合がある。

純資産額の増加は全体として微増である。

G 分析結果

以上を平成23年度末の状況で整理すると下記のとおりとなる。

組 合 名	赤字決算	森林整備事業依存状況	未処分剰余金	純資産比率	純資産額の状況
広島市森林組合				平均値以下	
佐伯森林組合		高い		平均値以下	
山県森林組合	該当				減少している
高田郡森林組合	該当	高い			減少している
太田川森林組合	該当			平均値以下	
賀茂地方森林組合				平均値以下	
黒瀬町森林組合	該当				
芸南森林組合	該当		余裕なし	平均値以下	残高が少ない
尾三地方森林組合					
世羅郡森林組合			余裕なし		残高が少ない
神石郡森林組合					
広島県東部森林組合	該当	高い			
甲奴郡森林組合	該当	高い			
三次地方森林組合					
備北森林組合				平均値以下	
西城町森林組合		高い			
東城町森林組合	該当				

③ 神石郡森林組合にみる斎場業務経営と地域貢献

平成23年度業務報告書によれば、当組合は、斎場業務を営んでおり、その運営は、組合運営に多くの効果をもたらしている。

A 収益効果

斎場業務収入は、110,000,000円を超え、収益もしっかり確保されているので当組合の経営に大きく寄与している。

B 地域への貢献と森林整備事業の円滑化

神石高原町内で、当組合が斎場業務を行うことにより、結果として地域の森林所有者の相続情報をいち早く把握している。そのことにより相

続人に森林情報を伝え、円滑な承継に役立ち喜ばれている。相続人が遠隔地に存在する場合などには、相続人自身が山林自体の存在を知らないことが多く、相続による承継を円滑に行うことにより、森林整備が一步前進する手助けになっていると思われる。

神石郡森林組合のケースは希ともいえるが、当組合は、地域と密着し、組合業務の円滑な運営を図り、併せて財政基盤の強化にもつながるので、他組合の参考として評価できる。

④ 補助金・交付金の申請と指導・監査

A 基礎資料の作成・保存

補助金・交付金は、対象事業を行うことにより交付されるものであるが、森林組合では、その基礎資料の作成・保存が十分ではない。

特に、佐伯森林組合では、人件費請求の基礎となる現場作業員の作業日報・作業報告書の提出を求めたところ、作成していないとの回答であった。

また、事務職員が申請事業に従事したことを示す事務日誌も作成されていなかった。

このことは、補助金・交付金制度をないがしろにする行為であり、著しく不適切である。

B 申請の内容が均一でないこと

各森林組合間で申請内容が均一でなく、結果として不適切な補助金・交付金となっている。例えば、支援事業の実行経費請求では、11項目の費用のうち、人件費のみの請求を行った組合が7組合中2組合ある。他方、7項目の請求を行った組合もあり、請求内容が均一でなく、不公平な結果となっている。

C 広島県による森林組合に対する指導・検査

森林組合の監督については団体検査課の業務内容とされているが、各事業の検査は担当課が行うものであると考える。

各森林組合は事務処理体制・能力に差があり、結果として不適切な補助金・交付金となっている。

広島県が補助金・交付金の各制度内容の周知を徹底していない結果であると考えられる。

⑤ 実地監査

補助金・交付金を受けた事業者としての森林組合に対し、実地監査を行っ

た事例は見当たらなかった。

⑥ 森林組合の合併

森林組合の財務内容分析の結果、林業を取り巻く経営環境の悪化により、財務体質の悪化が生じている森林組合がある。特に事業損益段階での赤字や連続赤字決算の組合、森林整備事業に依存している組合及び損失処理が困難な組合等については、経営リスクが高く、余裕のある組合との救済合併や広域連合を目的とした合併等を検討すべきである。

特に、芸南森林組合と世羅郡森林組合については、財務状況が悪化しており、早急な対策(近隣組合との合併等)が必要である。

参考資料

広島県森林組合決算書(3期分)

(平成21年度) 貸借対照表 森林組合総計

科目		年度																	
		広島市	佐伯	山県	高田郡	太田川	賀茂地方	黒瀬町	芸南	尾三地方	世羅郡	神石郡	広島県東部	甲奴郡	三次地方	備北	西城町	東城町	合計
資産	現金・預金	122,935	547,689	162,148	299,894	39,492	156,569	145,427	82,337	261,148	86,663	414,482	204,912	175,463	368,995	333,883	380,249	183,254	3,965,540
	売掛金	1,357	1,234	2,127	1,774	16,022	368	0	357	1,071	1,112	1,650	67	63	5,228	2,502	1,197	1,274	37,403
	未収金	132,598	1,943	112,332	210,395	105,264	111,306	149,651	39,534	386,365	73,622	235,220	190,160	94,570	201,084	83,798	79,059	21,053	2,227,954
	棚卸資産	3,378	6,608	6,544	9,770	53,746	14,692	0	1,547	4,472	407	5,440	818	602	2,049	9,583	15,180	49,109	183,945
	その他流動資産	93,223	1,631	32,460	112,034	21,529	40,646	13,616	193	20,645	13,691	4,766	14,879	0	40,037	32,078	33,329	35,460	510,217
	計	353,491	559,105	315,611	633,867	236,053	323,581	308,694	123,968	673,701	175,495	661,558	410,836	270,698	617,393	461,844	509,014	290,150	6,925,059
	有形固定資産	46,175	198,370	70,063	105,564	132,416	93,150	28,432	28,718	112,088	34,512	61,775	103,987	43,457	216,002	37,307	64,270	123,297	1,499,583
	無形固定資産	1,144	1,872	6,914	1,015	452	748	1,427	148	831	199	3,578	80	2,662	3,220	2,612	2,356	5,153	34,411
	系統出資	15,130	18,790	10,525	16,725	37,000	13,520	4,715	3,059	14,275	10,115	7,935	20,375	6,410	24,745	12,265	9,075	6,730	231,389
	系統外出資	2,621	321	5,370	8,031	3,063	244	118	192	10,200	227	2	140	820	5,488	12,325	1,345	1,443	51,950
	農林漁業資金貸付金	0	0	0	1,265	9,184	0	0	0	0	0	0	0	1,127	1,944	17,129	1,252	247	32,148
	その他	0	0	17,140	9,745	0	196	1,775	300	1,800	0	3,352	0	4,966	16,355	1,816	131	21,585	79,161
	計	65,070	219,353	110,012	142,345	182,115	107,858	36,467	32,417	139,194	45,053	76,642	124,582	59,442	267,754	83,454	78,429	158,455	1,928,642
当期末処理欠損金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	418,561	778,458	425,623	776,212	418,168	431,439	345,161	156,385	812,895	220,548	738,200	535,418	330,140	885,147	545,298	587,443	448,605	8,853,701	
負債・純資産	買掛金	3,748	1,071	7,988	1,905	3,675	1,487	0	687	29,577	7,431	7,690	2,399	984	1,836	8,605	1,400	3,563	84,046
	未払金	59,925	5,011	45,599	33,725	85,363	22,177	88,079	11,521	155,990	53,963	57,686	95,182	28,696	60,081	107,335	14,814	26,139	951,286
	短期借入金	10,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000
	その他流動負債	8,521	57,583	5,375	31,651	21,171	36,328	15,180	4,701	52,445	7,067	38,202	15,282	39,457	67,867	30,508	119,690	27,103	578,131
	計	82,194	63,665	58,962	67,281	110,209	59,992	103,259	16,909	238,012	68,461	103,578	112,863	69,137	129,784	146,448	135,904	56,805	1,623,463
	長期借入金	6,159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,159
	農林業資金借入	0	0	0	1,274	9,248	0	0	0	0	0	0	0	1,135	1,958	17,249	1,261	248	32,373
	退職給付引当金	64,505	13,829	94,856	87,227	75,102	64,190	39,012	31,340	72,216	14,730	44,596	26,522	35,215	125,626	33,672	57,093	47,536	927,267
	その他固定負債	3,000	252,877	11,993	0	403	1,180	1,956	6,432	10,067	716	9,420	3,152	2,758	6,579	7,420	23,075	6,687	347,715
	計	73,664	266,706	106,849	88,501	84,753	65,370	40,968	37,772	82,283	15,446	54,016	29,674	39,108	134,163	58,341	81,429	54,471	1,313,514
	計	155,858	330,371	165,811	155,782	194,962	125,362	144,227	54,681	320,295	83,907	157,594	142,537	108,245	263,947	204,789	217,333	111,276	2,936,977
	出資金	72,114	101,456	78,818	92,451	139,097	100,545	10,095	37,561	119,564	258,338	28,557	117,196	53,316	176,636	84,410	17,121	19,998	1,507,273
	準備金積立金	188,587	338,110	174,600	540,900	61,508	193,650	163,102	57,953	348,848	78,189	504,328	253,440	158,227	420,163	219,366	291,604	301,913	4,294,488
当期末処分剰余金	2,002	8,521	6,394	▲12,921	22,601	11,882	27,737	6,190	24,188	▲199,886	47,721	22,245	10,352	24,401	36,733	61,385	15,418	114,963	
計	262,703	448,087	259,812	620,430	223,206	306,077	200,934	101,704	492,600	136,641	580,606	392,881	221,895	621,200	340,509	370,110	337,329	5,916,724	
計	418,561	778,458	425,623	776,212	418,168	431,439	345,161	156,385	812,895	220,548	738,200	535,418	330,140	885,147	545,298	587,443	448,605	8,853,701	

(平成21年度) 損益計算書 森林組合総計

科目		年度																		
		広島市	佐伯	山県	高田郡	太田川	賀茂地方	黒瀬町	芸南	尾三地方	世羅郡	神石郡	広島県東部	甲奴郡	三次地方	備北	西城町	東城町	合計	
経常損益	事業損益	事業総利益	0	0	0	257	19	1,320	107	10	36	115	323	382	1,142	5,858	0	42	0	9,611
		事業収益	7,822	8,715	3,987	5,396	21,151	169	0	482	0	3,709	40,977	260	788	29,491	27,360	12,385	66,930	229,622
		事業費用	10,303	9,399	14,457	18,364	68,633	7,725	0	11,462	43,423	10,832	4,189	15,093	3,337	20,058	26,387	15,878	19,289	298,829
		指導	147,429	186,780	201,167	330,976	255,049	98,164	136,667	85,649	293,384	63,475	342,731	333,286	119,110	303,207	280,881	290,662	149,096	3,557,713
		販売	210,997	32,996	80,194	52,344	149,738	169,851	113,973	46,808	319,569	77,206	170,010	14,831	28,846	182,138	197,451	56,484	65,991	1,969,427
		購入	17	0	0	67	478	0	0	0	0	0	0	8	71	192	797	72	35	1,737
		森林整備	0	14,557	0	2,538	69,061	0	0	0	0	0	0	0	0	0	467	0	236	86,859
		金融	376,568	252,447	299,805	409,942	564,129	277,229	250,747	144,411	596,412	155,337	558,230	363,860	153,294	540,944	533,343	375,523	301,577	6,153,798
		加工	748	1,886	2,467	1,179	1,711	3,121	85	270	2,439	200	3,683	360	1,747	7,938	3,420	528	381	32,163
		計	258,923	172,980	195,573	328,133	422,374	187,912	176,419	92,280	467,268	120,590	445,983	295,451	98,205	371,863	380,394	252,512	207,974	4,474,834
	事業管理費	117,524	78,173	100,480	104,445	115,857	85,886	50,993	50,466	109,384	32,941	58,321	53,786	49,926	147,254	110,474	81,372	85,596	1,432,878	
	うち人件費	88,123	54,794	67,223	83,525	87,388	64,858	39,055	36,865	90,935	27,062	46,077	41,133	37,476	126,822	76,128	57,887	62,830	1,088,181	
	計	121	1,294	3,752	▲22,636	25,898	3,431	23,335	1,665	19,760	1,806	53,926	14,623	5,163	21,827	42,475	41,639	8,007	246,086	
	* 事業外損益	事業外収益	1,767	10,159	9,060	8,910	4,738	7,848	529	556	37,495	2,170	2,303	5,872	25,211	2,596	1,228	5,131	3,454	129,027
		事業外費用	175	5,047	6,984	0	831	7,036	365	0	28,585	12,293	1,685	2,355	21,455	20	795	5,118	646	93,390
		計	1,592	5,112	2,076	8,910	3,907	812	164	556	8,910	▲10,123	618	3,517	3,756	2,576	433	13	2,808	35,637
	特別損益	特別利益	4,102	1,975	6,495	7,449	12,374	619	0	0	0	0	3,333	400	535	0	294	4,262	1,419	43,257
		特別損失	2,743	2,060	6,000	7,500	12,751	290	76	7	1,232	196,684	3,359	245	552	470	338	4,058	7,803	246,168
		計	1,359	▲85	495	▲51	▲377	329	▲76	▲7	▲1,232	▲196,684	▲26	155	▲17	▲470	▲44	204	▲6,384	▲202,911
	税引前当期利益	3,072	6,321	6,323	▲13,777	29,428	4,572	23,423	2,214	27,438	▲205,001	54,518	18,295	8,902	23,933	42,864	41,856	4,431	78,812	
法人税及び住民税額	3,000	457	2,000	202	8,597	1,605	8,980	183	16,553	297	18,580	6,500	2,366	10,465	14,803	16,800	183	111,571		
当期剰余金	72	5,864	4,323	▲13,979	20,831	2,967	14,443	2,031	10,885	▲205,298	35,938	11,795	6,536	13,468	28,061	25,056	4,248	▲32,759		
前期繰越剰余金	1,930	2,657	2,071	1,058	1,770	5,916	8,103	4,159	11,303	5,413	11,783	10,451	3,816	10,934	8,672	10,329	7,510	107,875		
積立金取崩額	0	0	0	0	0	3,000	5,191	0	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	39,850		
当期末処分剰余金	2,002	8,521	6,394	▲12,921	22,601	11,883	27,737	6,190	24,188	▲199,885	47,721	22,246	10,352	24,402	36,733	61,385	15,417	114,966		

(平成22年度) 貸借対照表 森林組合総計

科目		年度																			
		広島市	佐伯	山県	高田郡	太田川	賀茂地方	黒瀬町	基南	尾三地方	世羅郡	神石郡	広島県東部	甲奴郡	三次地方	備北	西城町	東城町	合計		
資産	流動資産	現金・預金	166,298	556,999	170,268	344,476	91,611	216,917	163,810	79,034	343,316	92,012	488,137	198,378	189,800	469,962	258,207	463,430	189,956	4,482,611	
	流動資産	売掛金	1,085	2,722	603	2,901	23,965	4,528	0	10	680	1,022	962	89	186	9,154	2,567	28,720	1,021	80,215	
	流動資産	未収金	105,142	13,423	92,960	209,689	71,047	83,770	83,217	32,333	228,309	53,918	157,212	158,041	62,730	143,820	187,825	57,980	31,247	1,772,663	
	流動資産	棚卸資産	1,542	6,519	4,244	9,461	35,430	7,378	0	1,519	7,105	380	4,297	950	3,491	2,403	36,293	10,661	18,106	149,779	
	流動資産	その他流動資産	89,756	2,427	30,720	104,027	57,185	349	5,093	88	8,526	10,494	2,683	8,201		29,233	30,523	77	49,679	429,061	
	流動資産	計	363,823	582,090	298,795	670,554	279,238	312,942	252,120	112,984	587,936	157,826	653,291	365,659	256,207	654,572	515,415	560,868	290,009	6,914,329	
	固定資産	固定資産	有形固定資産	51,375	200,435	64,334	96,414	131,510	97,287	26,029	27,108	105,798	34,078	64,538	214,935	35,286	203,621	31,806	56,690	129,557	1,570,801
		固定資産	無形固定資産	824	1,053	5,674	639	1,104	214	1,125	148	576	198	2,981	550	1,980	2,462	2,612	1,578	4,228	27,946
		固定資産	系統出資	15,130	18,790	10,525	16,725	37,000	13,520	4,715	3,058	14,275	10,115	7,935	20,375	6,410	24,745	12,265	9,075	6,730	231,388
		固定資産	系統外出資	2,621	321	5,371	8,031	3,063	244	61	192	10,200	227	2	140	820	5,488	12,325	1,345	1,943	52,394
		固定資産	農林漁業資金貸付	0	0	0	955	6,712	0	0	0	0	0	0	0	888	933	16,194	1,131	192	27,005
固定資産		その他	0	0	19,510	9,749	0	191	1,651	1,253	2,187	0	2,825	0	4,549	17,503	1,728	120	20,917	82,183	
固定資産	計	69,950	220,599	105,414	132,513	179,389	111,456	33,581	31,759	133,036	44,618	78,281	236,000	49,933	254,752	76,930	69,939	163,567	1,991,717		
資産	当期末処理欠損金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
資産	計	433,773	802,689	404,209	803,067	458,627	424,398	285,701	144,743	720,972	202,444	731,572	601,659	306,140	909,324	592,345	630,807	453,576	8,906,046		
負債・純資産	負債	流動負債	買掛金	6,078	1,228	1,306	2,151	3,190	3,015	0	5,514	10,872	6,058	2,210	3,192	1,064	2,276	4,523	1,668	3,337	57,682
		流動負債	未払金	107,082	21,746	25,988	25,097	130,998	45,527	32,935	10,755	89,728	37,604	56,740	53,335	24,449	82,393	130,696	21,094	18,196	914,363
		流動負債	短期借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		流動負債	その他流動負債	11,827	53,564	13,477	82,043	17,377	23,930	5,122	3,229	26,441	4,043	28,094	9,627	13,378	54,514	52,948	127,127	35,502	562,243
		流動負債	計	124,987	76,538	40,771	109,291	151,565	72,472	38,057	19,498	127,041	47,705	87,044	66,154	38,891	139,183	188,167	149,889	57,035	1,534,288
	負債	固定負債	長期借入金	4,155	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,155
		固定負債	農林業資金借入	0	0	0	962	6,759	0	0	0	0	0	0	0	894	939	16,307	1,139	193	27,193
		固定負債	退職給付引当金	60,242	15,350	101,129	91,803	71,561	38,930	45,065	38,879	86,513	16,481	48,292	28,026	38,305	134,644	12,353	66,220	56,671	950,464
		固定負債	その他固定負債	1,000	250,000	11,961	1,522	0	1,807	0	1,733	0	0	10,980	114,821	3,530	6,010	8,311	16,070	1,093	428,838
	負債	計	65,397	265,350	113,090	94,287	78,320	40,737	45,065	40,612	86,513	16,481	59,272	142,847	42,729	141,593	36,971	83,429	57,957	1,410,650	
	負債	計	190,384	341,888	153,861	203,578	229,885	113,209	83,122	60,110	213,554	64,186	146,316	209,001	81,620	280,776	225,138	233,318	114,992	2,944,938	
純資産	純資産	出資金	72,085	101,365	78,793	92,451	138,700	100,328	10,863	37,518	119,364	258,338	28,154	118,727	53,195	174,784	84,619	17,157	19,858	1,506,299	
	純資産	準備金積立金	189,087	343,410	175,600	527,980	81,108	184,250	182,492	59,253	356,848	18,081	511,307	261,940	163,389	434,780	242,959	317,104	281,634	4,331,222	
	純資産	当期末処分剰余金	▲17,783	16,026	▲4,045	▲20,942	8,934	26,611	9,224	▲12,138	31,206	▲138,161	45,795	11,991	7,936	18,984	39,629	63,228	37,092	123,587	
純資産	計	243,389	460,801	250,348	599,489	228,742	311,189	202,579	84,633	507,418	138,258	585,256	392,658	224,520	628,548	367,207	397,489	338,584	5,961,108		
負債・純資産	計	433,773	802,689	404,209	803,067	458,627	424,398	285,701	144,743	720,972	202,444	731,572	601,659	306,140	909,324	592,345	630,807	453,576	8,906,046		

(平成22年度) 貸借対照表 森林組合総計

(単位:千円)

科目	年度																			
	広島市	佐伯	山県	高田郡	太田川	賀茂地方	黒瀬町	芸南	尾三地方	世羅郡	神石郡	広島県東部	甲奴郡	三次地方	備北	西城町	東城町	合計		
資産	現金・預金	123,934	438,379	28,145	234,571	36,634	202,876	154,081	72,757	394,764	92,217	537,023	213,107	160,542	394,567	287,784	355,615	159,913	3,886,909	
	流動資産																			
	売掛金	3,361	1,646	1,028	7,215	29,057	10,969	0	4	2,088	1,537	722	227	220	4,536	7,341	6,349	411	76,711	
	未収金	124,986	14,964	123,455	211,177	57,710	94,170	81,229	22,171	194,003	45,116	149,733	175,946	69,814	195,622	110,394	85,763	33,936	1,790,189	
	棚卸資産	1,328	7,733	5,171	6,415	31,315	17,809	0	876	4,005	476	5,271	809	10,499	2,166	25,999	15,350	32,389	167,611	
	その他流動資産	84,028	5,002	37,573	116,538	79,715	3,066	5,923	158	4,698	9,671	994	12,962	0	18,062	37,989	22,625	43,114	482,118	
	計	337,637	467,724	195,372	575,916	234,431	328,890	241,233	95,966	599,558	149,017	693,743	403,051	241,075	614,953	469,507	485,702	269,763	6,403,538	
	固定資産																			
	有形固定資産	53,579	328,671	61,203	89,927	130,802	96,369	22,460	26,115	104,416	33,653	57,139	101,731	31,012	193,129	32,978	54,747	121,230	1,539,161	
	無形固定資産	1,232	1,162	3,737	998	826	9,158	823	148	358	200	2,174	0	2,008	1,771	2,612	830	1,868	29,845	
	系統出資	15,130	18,790	10,525	16,725	37,000	13,520	4,715	3,058	14,275	10,115	7,935	20,375	6,410	24,745	12,265	9,075	6,730	231,388	
系統外出資	2,621	321	5,373	8,131	3,063	244	61	192	10,200	227	2	140	820	5,488	12,325	1,345	1,943	52,496		
農林漁業資金貸付金	0	0	0	634	4,971	0	0	0	0	0	0	0	0	296	15,300	1,049	135	22,385		
その他	0	0	0	9,758		191	1,518	0	2,636	0	0	0	0	17,419	0	120	20,918	52,560		
計	72,562	348,944	80,838	126,113	176,662	119,482	29,577	29,513	131,885	44,195	67,250	122,246	40,250	242,848	75,480	67,166	152,824	1,927,835		
繰延資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,298	0	4,132	0	1,663	0	0	8,093		
計	410,199	816,668	276,210	702,029	411,093	448,372	270,810	125,479	731,443	193,212	763,291	525,297	285,457	857,801	546,650	552,868	422,587	8,339,466		
負債・純資産	負債																			
	流動負債																			
	買掛金	2,449	1,183	4,421	4,068	5,303	6,940	0	1,406	6,555	6,681	1,987	5,537	2,295	3,756	7,753	3,434	2,210	65,978	
	未払金	78,218	23,613	34,179	47,404	85,283	48,526	30,810	10,916	86,978	30,650	77,970	102,597	26,343	62,054	91,446	16,784	12,882	866,653	
	短期借入金	20,000	0	6,922	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26,922	
	その他流動負債	7,919	58,385	14,445	81,786	13,422	30,274	3,171	3,972	28,035	2,756	19,629	9,442	5,911	32,280	38,893	53,605	27,686	431,611	
	計	108,586	83,181	59,967	133,258	104,008	85,740	33,981	16,294	121,568	40,087	99,586	117,576	34,549	98,090	138,092	73,823	42,778	1,391,164	
	固定負債																			
	長期借入金	2,151	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,151	
	農林業資金借入	0	0	0	638	5,006	0	0	0	0	0	0	0	0	299	15,393	1,057	136	22,529	
	退職給付引当金	47,812	16,826	0	2,283	70,440	42,923	22,631	23,702	71,961	12,393	52,821	30,323	28,052	122,577	13,493	50,326	55,969	664,532	
その他固定負債	2,000	229,300	0	0	1,773	2,434	15,102	5,354	13,425	465	12,037	502	187	7,384	9,500	14,637	3,292	317,392		
計	51,963	246,126	0	2,921	77,219	45,357	37,733	29,056	85,386	12,858	64,858	30,825	28,239	130,260	38,386	66,020	59,397	1,006,604		
計	160,549	329,307	59,967	136,179	181,227	131,097	71,714	45,350	206,954	52,945	164,444	148,401	62,788	228,350	176,478	139,843	102,175	2,397,768		
純資産																				
出資金	72,021	100,612	78,782	92,435	138,569	100,002	10,961	37,518	118,894	138,323	28,196	117,483	53,021	173,970	84,467	17,058	19,570	1,381,882		
準備金積立金	171,304	356,410	171,555	507,038	86,908	189,351	183,888	47,114	370,848	120,385	541,479	263,340	165,042	443,780	269,959	344,978	281,058	4,514,437		
当期末処分剰余金	6,325	30,339	▲ 34,094	▲ 33,623	4,389	27,922	4,247	▲ 4,503	34,747	▲ 118,441	29,172	▲ 3,927	4,606	11,701	15,746	50,989	19,784	45,379		
計	249,650	487,361	216,243	565,850	229,866	317,275	199,096	80,129	524,489	140,267	598,847	376,896	222,669	629,451	370,172	413,025	320,412	5,941,698		
計	410,199	816,668	276,210	702,029	411,093	448,372	270,810	125,479	731,443	193,212	763,291	525,297	285,457	857,801	546,650	552,868	422,587	8,339,466		

(平成23年度) 損益計算書 森林組合総計

科 目		年 度																		
		広島市	佐伯	山 県	高田郡	太田川	賀茂地方	黒瀬町	芸 南	尾三地方	世羅郡	神石郡	広島県東部	甲奴郡	三次地方	備北	西城町	東城町	合計	
経営損益	事業損益	事業総利益																		
		指導	0	0	0	293	45	795	17	10	59	43	970	92	686	3,549	0	236	0	6,795
		販売	15,238	7,136	3,981	19,684	10,745	20,855	0	185	0	5,285	44,107	484	7,654	24,619	81,099	22,086	18,225	281,383
		購買	8,551	7,690	9,777	17,961	64,607	13,953	0	10,740	18,426	10,659	3,665	8,210	3,533	3,700	24,663	18,408	16,723	241,266
		森林整備	136,413	225,279	160,198	212,489	265,095	87,784	72,988	61,471	141,211	53,698	189,755	265,247	92,025	344,393	243,212	273,127	104,852	
		利用	193,016	44,718	103,276	85,275	119,248	167,615	102,554	56,149	257,183	36,543	186,621	5,213	20,358	165,242	147,466	62,343	73,970	1,826,790
		金融	0	0	0	39	293	0	0	0	0	0	0	0	47	71	665	49	9	1,173
		加工	0	15,955	0	6,661	54,600	0	0	0	0	227	0	0	0	0	977	0	97	78,517
		信託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0	0	0	75
		計	353,218	300,778	277,232	342,402	514,633	291,002	175,559	128,555	416,879	106,455	425,118	279,246	124,303	541,649	498,082	376,249	213,876	2,435,999
	事業費用																			
	指導	766	2,094	2,386	530	1,313	2,105	85	262	2,396	207	3,789	190	853	5,190	3,823	457	168	26,614	
	販売	2,736	11	380	18,389	8,620	17,939	0	138	0	4,588	36,330	368	4,514	19,118	71,687	17,227	10,958	213,003	
	購買	6,866	6,656	7,436	15,003	53,815	11,186	0	8,650	15,526	9,534	3,052	7,701	2,981	3,288	21,018	15,453	13,514	201,679	
	森林整備	101,202	162,352	124,659	176,449	220,873	54,637	62,482	44,838	101,746	37,555	167,453	228,451	59,393	255,390	185,913	203,674	85,691		
	利用	129,184	28,714	71,464	73,260	73,050	121,218	68,672	38,772	207,864	25,957	141,083	2,655	18,222	122,994	108,106	44,239	47,512	1,322,966	
	金融	0	0	0	34	269	0	0	0	0	0	0	0	41	41	571	43	7	1,006	
	加工	0	12,103	0	5,145	55,076	0	0	0	0	181	0	0	0	0	142	0	60	72,707	
	信託	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	240,754	211,930	206,325	288,810	413,016	207,085	131,239	92,660	327,532	78,022	351,707	239,365	86,004	406,021	391,260	281,093	157,910	1,837,975	
計	112,464	88,848	70,907	53,592	101,617	83,917	44,320	35,895	89,347	28,433	73,411	39,881	38,299	135,628	106,822	95,156	55,966	598,024		
事業管理費	110,508	86,386	106,778	90,566	104,270	83,394	47,447	42,692	80,514	27,485	53,903	55,006	43,982	135,492	95,569	83,682	73,603	1,321,277		
うち人件費	80,616	56,140	66,950	63,222	74,505	58,125	35,909	30,909	66,030	22,075	41,698	41,696	33,015	116,060	65,142	60,748	55,283	968,123		
計	1,956	2,462	▲ 35,871	▲ 36,974	▲ 2,653	523	▲ 3,127	▲ 6,797	8,833	948	19,508	▲ 15,125	▲ 5,683	136	11,253	11,474	▲ 17,637	▲ 66,774		
事業外損益																				
事業外収益	5,132	7,404	3,370	3,630	5,857	8,438	376	2,403	24,163	2,133	2,009	1,789	4,215	1,880	952	19,506	937	94,194		
事業外費用	3,052	4,220	2,409	0	1,269	2,000	263	0	12,500	1,145	0	631	27	30	0	13,611	0	41,157		
計	2,080	3,184	961	3,630	4,588	6,438	113	2,403	11,663	988	2,009	1,158	4,188	1,850	952	5,895	937	53,037		
計	4,036	5,646	▲ 34,910	▲ 33,344	1,935	6,961	▲ 3,014	▲ 4,394	20,496	1,936	21,517	▲ 13,967	▲ 1,495	1,986	12,205	17,369	▲ 16,700	▲ 13,737		
特別損益																				
特別利益	2,289	23,425	868	189	0	0	20	73	3,000	0	107	0	4,250	45	6,750	5,700	702	47,418		
特別損失	0	1,301	0	266	224	92	0	1,463	0	54	95	4,250	18	6,760	5,853	711	21,087			
計	2,289	22,124	868	▲ 77	▲ 224	▲ 92	20	73	1,537	0	53	▲ 95	0	27	▲ 10	▲ 153	▲ 9	26,331		
税引前当期利益	6,325	27,770	▲ 34,042	▲ 33,421	1,711	6,869	▲ 2,994	▲ 4,321	22,033	1,936	21,570	▲ 14,062	▲ 1,495	2,013	12,195	17,216	▲ 16,709	12,594		
法人税及び住民税額	0	456	52	202	456	457	183	182	4,492	297	7,350	456	182	296	6,542	183	183	21,969		
当期剰余金	6,325	27,314	▲ 34,094	▲ 33,623	1,255	6,412	▲ 3,177	▲ 4,503	17,541	1,639	14,220	▲ 14,518	▲ 1,677	1,717	5,653	17,033	▲ 16,892	▲ 9,375		
前期繰越剰余金	0	3,025	0	0	3,134	5,511	7,425	0	15,206	▲ 120,080	14,951	10,591	5,936	9,984	10,094	13,956	16,100	▲ 4,167		
積立金取崩額	0	0	0	0	0	16,000	0	0	2,000	0	0	0	347	0	0	20,000	20,576	58,923		
当期末処分剰余金	6,325	30,339	▲ 34,094	▲ 33,623	4,389	27,923	4,248	▲ 4,503	34,747	▲ 118,441	29,171	▲ 3,927	4,606	11,701	15,747	50,989	19,784	45,381		

第6 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

包括外部監査人は、農林水産局の所掌である次の3つの基金に係る事業について監査を実施した。

- ・ 広島県森林整備地域活動支援事業基金
- ・ 広島県森林整備加速化・林業再生基金
- ・ ひろしまの森づくり基金

監査を通じて感じる点を述べ、広島県の業務が改善されることを期待する。

1 計画の反省と策定

2006～2010 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画は、効率的な木材の生産・流通体制の確立を目標に下記の重点施策を実施してきた。

- 1 林業生産の低コスト化(低コスト林業団地の拡大)
- 2 林業事業体の育成強化(林業組合の経営基盤強化)
- 3 木材流通の効率化と木材利用の拡大(県産材の流通・使用の促進)

2010年(平成22年)の実績では計画を達成した項目は、6項目のうち4項目であり2項目(森林組合の合併推進及び森林組合の長期施業受託面積の拡大)は未達成であった。

合併は、平成24年4月に一件実現していることから現在(平成25年1月)森林組合は16組合である。しかし、「第5 監査対象補助金の監査結果(10)森林組合 ⑥ 森林組合の合併」で指摘しているように財務体質の悪化している森林組合があり、合併の推進は今後も引き続いて実施する必要がある。

また、森林組合の長期施業受託面積の拡大は、森林組合の経営安定化のため森林所有者への受託活動が一層必要である。

その他の計画の数値目標は達成しているが、重要なのは政策目的の達成であり、効率的で安定的な林業経営に改革されているかどうかを引き続いてチェックする必要がある。

引き続き、2020 広島県農林水産業チャレンジプランが作成されている。

新プランは、平成21年12月の農林水産省が策定した「森林・林業再生プラン」に基づいて新たな取り組みを実施している。

今後の課題は、下記のとおりである。

- ① 効率的な県産材生産体制の確立
- ② 消費者ニーズに見合う流通・加工体制の構築
- ③ 県産材の利用拡大に対する取り組み
- ④ 森林資源の循環利用に関する取り組み

- ①については前プランの①及び②により推進した政策の継続である。
- ②及び③については前プランの③の継続・発展を目指している。
- ④については環境問題への対応からの新しい課題である。

新プランは、農林水産省が策定した「森林・林業再生プラン」を基に作成しているが、広島県の独自性や事情を考慮し、前回プランの取り組み成果が一部記載されているが不十分である。旧プランと新プランの対比による新プランの課題・重要施策の展開が読者の理解に役立つと考える。

2 補助金・交付金のあり方

(1) 公平な補助金・交付金を

森林関係の補助金・交付金は、事業者により申請内容が均一ではなく、結果として不公平をもたらしている。

例として、森林整備地域活動支援事業における実行経費の請求内容が挙げられる。施業集約化の実行経費内訳報告において、11項目の費用のうち、7項目の請求をした森林組合がある一方、人件費しか請求しなかった森林組合が7組合中2組合ある。

広島県が事前に制度の周知徹底をしていれば、このような不公平な事態は防げたと考えられるので、今後は、補助金・交付金制度について事前の周知を十分にされたい。

(2) 事業箇所の精査を(2年連続同一箇所への交付金)

森林整備地域活動支援事業において、平成21年度及び平成22年度ともに交付金額が同額あるいは近似し、交付対象者も同一であり、対象面積が同じ、事業内容が同じものがある。

例えば、廿日市市においては、平成21年度及び平成22年度ともに交付額9,850,000円、交付対象者4者、対象面積1,970haで、同一である。

このことは、事業がただ単に前年を踏襲し行われているだけで、事業の効果は甚だ少ないと言わざるを得ない。

同額の資金を他に交付すれば、政策効果が発揮できるので、事業箇所の精査を要望する。

(3) 二重の補助金の排除

森林整備地域活動支援事業において、事業者が、過去に補助金を受け取り、取得した機械の減価償却費相当額の交付金を受け取っている。結果として、二重の補助金・交付金となっている。

広島県における事前の指導が十分であれば、このような事態は防げたので、事前の指導を徹底されたい。

なお、同様の事例は他にもあると考えられるので、一斉点検をお願いしたい。

(4) 自己所有山林への請負

- ① 森林整備地域活動支援事業において、佐伯森林組合では、代表取締役個人が所有する山林の路網改良工事について、同族会社が、随意契約により請負施工している(1件 1,053,000円)。

団地林の施業集約化の路網改良工事を行うものであるが、当団地林の施業集約化の同意は、同族法人与代表取締役個人のみであり、およそ集約化が出来たとは言い難い。

- ② ひろしまの森づくり事業において、佐伯森林組合では、自己所有の山林に対して、自らが間伐事業の施業を行い、補助金を受け取った者がある(2件 874,780円)。

自己所有山林の整備を自らが行うことは、事業経営上当然の事である。自己所有山林の整備を行ったことにより、補助金を受け取るのは、国民感情、県民感情として納得できない。

制度の仕組みを改め、透明・公平な補助金制度にして欲しい。

(5) 消費税の取り扱い

今回監査を行った補助金等のうち、広島県森林整備加速化・林業再生基金事業にかかわるものについて、消費税等の取り扱いの不備による補助金の過大交付があった。また、ひろしまの森づくり事業にかかわるものについても、消費税等の取り扱いについて同様の不備があり、県に対して実態確認を依頼中である。

消費税等の取り扱いの不備の内容を事例で示すと次のとおりである。

<消費税等の取り扱いの不備の内容>

補助金は補助金の交付要綱により定められた標準経費と実際に支出した実行経費のいずれか低い金額(以下「補助基準額」という)から所有者の自己負担額を控除した金額となる。

<前提条件>

a 標準経費 250,000円

b 実行経費 税抜き金額 240,000円, 税込み金額 252,000円

A 本来の取り扱い

標準経費と税抜きの実行経費を比較する。

250,000 円 > 240,000 円 ∴補助基準額 240,000 円

B 過大交付となった際の取り扱い

標準経費と税込みの実行経費を比較している。

250,000 円 < 252,000 円 ∴補助基準額 250,000 円

C 過大交付額の計算

CとBの差額が補助金の過大交付額となる。

250,000 円 - 240,000 円 = 10,000 円 … 過大交付額

上記Aの本来の取り扱いでは、森林所有者の自己負担額がない場合、補助金額は 240,000 円になる。この場合、外注への支払額は税込金額である 252,000 円となるが、この支払額のうち消費税等相当額である 12,000 円は消費税等の申告を行うことにより、税額の還付又は他の課税売上に係る消費税等から控除することができる。この結果、当事業を実施するための支出は、当初の支出額 252,000 円から還付等を受ける 12,000 円を除いた 240,000 円になり、交付を受ける補助金と同額になるため、事業者の手元に補助金は残らない。

しかし、広島県森林整備加速化・林業再生基金事業に係る補助金について神石郡森林組合で、ひろしまの森づくり事業に係る補助金について佐伯森林組合では上記Bの取り扱いが行われていた。神石郡森林組合では補助金が過大に交付されていた。

ひろしまの森づくり事業に係る補助金については、林野庁長官より示された取り扱いに則っている限り、原則として補助金に係る消費税上の問題は生じないとのことであったが、佐伯森林組合においては、前記文書に基づく取り扱いは行っておらず、また、県、市も同組合に対する上記取り扱いの適合性の確認を行っていなかった。

また、広島県森林整備加速化・林業再生基金事業に係る補助金については、担当課に同補助金に係る消費税の取り扱いの再確認をもとめたところ、明確な回答は得られなかった。

今年度監査を行った、健康福祉局関係の補助金においても、事業者からの消費税等に関する報告書が漏れていたが、県の担当者も消費税等に関する報告の必要性を認識していなかった。

これらのことを考え合わせると、広島県全体の補助金・交付金の業務執行において、消費税等に関係した補助金の減額及び返還事務が適正に行われているかについて大きな疑問を持たざるを得ない。

まずは、過大交付となっている補助金については返還を求めるべきであるし、

消費税等について報告を受けるべきである。

今後は、各規定の趣旨を十分に理解し、必要に応じて、各補助金に共通する問題については横断的に判断及び確認をする体制も構築した上で、関係先への指導も含め適正な執行に努めるべきである。

(6) 間伐収益からの実費負担を

森林整備地域活動支援事業においては、GPS等による測量を通じた境界の明確化・作業路網の整備を行い、間伐事業も税金により行なわれている。その収益はすべて森林所有者に帰属しているが、個人の(法人)の所有資産である森林の資産価値は、税金の投入により増加したものであり、間伐収入を限度として、境界の明確化・作業路網の整備等の費用は自己負担させるのが、正しい税金の使い方であると考えられる。

税金が特定の者の資産価値を増加させ、収益を増大させる制度は改めるべきである。

(7) 規定に基づく適正な補助金

広島県森林整備加速化・林業再生基金事業の実施に当たり、「広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用について」を定め、別表1の3林内路網整備(4)④により、路線箇所廃止及び変更がある場合・市町申請額の変更がある場合など、補助金変更交付申請書を提出しなければならない、と規定している。そこで、夏夜鳥支線をみると、実際の事業費が補助金額を20%以上下回っているにもかかわらず、上記規定による補助金交付変更申請書の提出がなされていない。

そもそも、補助金の交付は、路線ごとに事業費が算出され、それに基づいて申請・交付されているものであるから、路線ごとに実事業費と補助金額の対比を行い、実事業費が補助金額を下回るような場合、その額を明らかにすべきであるが、それが明らかにされないまま、余った補助金を次年度実施予定の路線の施工費に充当されたことは、著しく不透明であり「渡切り」と言わざるを得ない。

今後、より適正な申請手続きの改善を行うべきである。

3 随意契約から競争入札へ

事業主体が、請負で施業する場合に締結される請負契約について、ひろしまの森づくり事業の間伐について競争入札によってなされた事実は確認できなかったし、森林整備加速化・林業再生基金事業のうち間伐及び林内路網整備事業について、競争入札によらないで随意契約によって請負契約が締結されている。

以下に述べるように、森林組合が、「公共的団体」に留まるものであっても、本事業に対して税金が投入されていること、本事業が強い「公益性」を有していること、競争入札の方式によれば契約の恣意性を排除して透明性・客観性を担保することができること及び公平性を確保することができることなどを総合勘案して、地方公共団体が実施する公共事業に準じて一律随意契約の方式によるのではなく競争入札の方式によることが適切である。

都道府県及び市町村が森林組合、民間事業者等と植栽、下刈、間伐等の造林事業に関して請負契約等を締結する場合には、地方自治法(法第 234 条)等により、原則として一般競争入札によることとされているが、その性質又は目的が一般競争入札及び指名競争入札に適さない場合等には随意契約によることができるとされている(同施行令第 167 条, 同第 167 条の 2)。

「ひろしま森づくり事業」は、県土の保全や水源のかん養など、県民全体が享受している森林の有する公益的機能を継続的に発揮させるため、県民共有の財産である森林を県民全体で守り育てる事業を推進するという点に制度の目的・趣旨がある。

また、「広島県森林整備加速化・林業再生基金事業」は、間伐等の森林整備の加速化と間伐等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生という政策目的の実現に資する施策の実施に必要な経費として、県が森林整備加速化・林業再生事業費補助金の交付を国から受け、基金を造成し、事業を実施する制度である。

そして、制度の目的・趣旨は、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素の森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中、県が造成した基金を活用することにより、地域の実情に応じて、その創意工夫に基づいて間伐や路網の整備、製材施設・バイオマス利用施設等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化、公共施設等での地域材利用の促進等の事業を実施し、間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることにある。

これらの制度の目的・趣旨からして、ひろしま森づくり事業及び広島県森林整備加速化・林業再生基金事業は、正に強い「公益性」を有している。

ところで、間伐については、どの木を残してどの木を伐採するかについては専門的な知識と経験が必要であると言われる。

しかし、現在、森林組合が締結する請負に関する随意契約の相手方は、3 者～4 者あるが、いずれもこれまで間伐作業を行ってきた業者であり、その施工地の地理的状況、施業の実施能力等、競争入札に参加し得る業者等の条件等は類似していると考えられる。したがって、森づくり事業並びに森林整備加速化・林業再生基金事業によって実施される間伐事業の内容が「その性質又は目的」が一般競

争入札には適さないとしても、指名競争入札に適さない理由はない。

また、林内路網整備工事のうち、開設に係る工事は、道路工事に類する工事であり、技術的に一部の限られた業者しか施工し得ないものではなく、工事の内容が「その性質又は目的」が一般競争入札及び指名競争入札に適さない理由はない。

森林組合が間伐や林内路網整備を請負の方式によって施工する場合に、森林組合が「公共的団体」に留まるものであるとしても、一律に随意契約方式によらなければならない理由はなく、むしろ地方公共団体が実施する公共事業に準じて、指名競争入札によることなどを指導されるべきである。

4 検査・確認事務の適正な実施

(1) 提出書類

森林整備地域活動支援事業、森林整備加速化・林業再生基金事業において、人件費の実績を根拠として交付される補助金・交付金について、組合において事業従事の実績を示す作業日報・作業報告書、事務職員の作業日誌が作成されておらず、事業従事の実績が確認できる資料が存在せず、または、存在しても不十分であるので、事業従事の実績を示す作業日誌・作業報告書・事務日誌を適切に作成するよう指導されるべきである。

そして、検査にあたっては、当該書類を事業実績報告に添付して提出を求めらるべきである。

(2) 現地検査による確認

環境貢献林整備事業の実施状況の確認の為に、施工の前後の状態を示す写真が添付されることになっている(環境貢献林整備事業実施要領第9)。前後のいずれの写真も添付されていないもの、前後の写真の撮影場所が異なると思われるもの、前後の写真に変化がなく施工実施の実績が確認できないものが認められ、県の担当者がその不備を発見し、必要な写真を追加で提出することを求めても、事業体による写真の追加提出がなされず、施工前後のいずれの写真も添付されていない場合でも、市による現地確認もなされていない状態で、補助金が交付されている場合があった。

広島県造林事業竣工検査要領の第3 検査の区分及び現地検査の省略の2で現地検査を省略することができる場合について規定している。

すなわち、事業主体、又は事業主体の委任を受けて造林補助金事務を取り扱う森林組合等が、現地を確認し、施行地の状況を示す写真等が整備されている場合には、当該施行地のうち無作為に抽出するその10%以上に相当する数の施行地を除き、現地検査を省略することができることとされている。

しかし、この場合は、施行地の状況を示す写真等が整備されていないので、現地調査を省略することができる条件の全てに該当する場合といえないのであるから、県はこのような場合には、現地検査を行うべきである。

(3) 市町に対する指導

市町の行う検査・確認事務については、その実施が十分ではなかった。これは、報告書等を提出しさえすれば補助金等を受け取れるという実態があり、広島県の指導が十分なものではなかったことを示している。

今後は、事前の準備・指導を十分行われたい。

(4) 写真及び現地検査を経ない補助金の交付

ひろしまの森づくり事業について、廿日市市から県へ提出された平成23年度の事業報告書に基づいて事業の執行状況について確認を行った。その結果、同報告書の範囲内に添付された資料から確認可能な部分においても、事業の実施に疑問を感じるものがあつた。また、再確認においても書類の不備が是正できないものも存在しており、補助金検査の実効性に大きな疑問を感じる。

このことは、場合によっては未施業の事業に対する補助金の不正受給にも発展しかねない大きな問題である。県民の特別な理解を得て課された税金を基に実施されている事業であることを十分に認識し、適正な事務の執行に努めるべきである。

5 報告事務の徹底

(1) 事業実績報告書の記載

今年度現地監査を行った神石郡森林組合と佐伯森林組合の両組合ともに、ひろしまの森づくり事業に関する事業実績報告書において、実行経費と標準経費を同額で記載していた。実行経費は、補助金決定の一要素になることはもとより、補助基準額と実行経費を比較することにより、事業の執行状況を確認する際の参考にもなり得るものであり、実績報告書の趣旨から考えても、実行経費欄にはは実額を記載すべきである。県としても実績報告書の様式を形骸化させることのないよう、正確に記載されるよう指導を行うべきである。

(2) 実績報告書の記載

森林整備加速化・林業再生事業〈間伐〉請負の実績報告書に添付されている箇所別整理票の間接費の欄の記載方法について一律請負契約金額の10%に相当する金額を記載することなく、実費(現場管理費、通信消耗費等)について

一施工地ごとに積み上げ計上し、その実費が請負契約金額の10%に相当する金額を超えた場合にのみ請負契約金額の10%に相当する金額を記載することが許される旨を周知徹底させ、また、適正に記載するよう指導されるべきである。

(3) 達成状況報告及び事業評価

森林整備加速化・林業再生事業を実施するにあたって、広島県は、基金を造成するために広島県条例第34号広島県森林整備加速化・林業再生基金条例、広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領及び広島県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の運用についてを定めている。

これらの諸規定は、補助金等に係る予算の執行の適正化を図るとともに事業の透明性、客観性を確保し、効率的な事業の執行を図ることを目的としているのであるから、県としては、事業主体に諸規定の内容を周知徹底し、諸規定に定められた内容に従って適正に手続が行われ、事業が執行されるよう指導されるべきである。

6 補助金・交付金を受け取る事業者に対する指導

広島県は、外部監査により判明した次に掲げる事項について、事業者を指導しなければならないと考える。

以下、チェックリストの作成を念頭におき、述べることとする。

- ・ 過去に補助金を受け取った機械・器具等の減価償却費相当額は、交付金の請求ができないこと
- ・ 補助金・交付金請求の基礎資料の作成と保存
 - ・ 現場作業員が作成すべき作業日報・作業日誌を作成し、保存すること
 - ・ 事務職員が作成すべき事務日誌を作成し、保存すること
 - ・ 管理職については管理職業務があるので、100%請求はできないことまた請求金額は一般職員の金額と同額にすべきこと
- ・ 事業は公共事業としての性格を有するので、一定金額以上の契約については、随意契約ではなく、競争入札によること
- ・ 申請内容が、申請者により不均一であり、結果として不公平を生じているので、制度の内容を周知徹底すること
- ・ 消費税については、補助金等の請求額に含めないこと
- ・ 自己所有山林、同族会社関係者の所有する山林については、所有者以外の者が施業を行うこと

7 事前のチェックリスト作成を

今回の包括外部監査ではいくつかの指摘をしたが、その多くは、事前のチェックがあれば防ぐことが出来たものが多い。

事業の開始に当たり、誤りやすいと考えられる所のチェックリストを作成し、適正な事業を実施していただきたい。

チェックリストの内容については、「6 補助金・交付金を受け取る事業者に対する指導」を参考にされたい。

8 森林組合

(1) 健全な組合経営体制の確立を

広島県の森林組合は、17組合(平成23年度末)あるが、損益動向を見ると、平成23年の事業損益は合計で△66,774千円であり、経常損益は△13,737千円と赤字である。

平成21年の事業損益246,086千円、経常損益281,723千円に比し、大幅な落ち込みである。

関連する事業に進出し、経営の多角化を行うとともに、効率的経営体制を確立しなければ、必要な事業利益は確保できない。

賦課金等を徴収することを含め、健全な組合運営体制の確立が望まれる。

(2) 合併による森林組合の存続

森林組合の財務状況は「第5 監査対象補助金の監査結果 (10)森林組合② 森林組合の財務状況」で検討している。

検討の結果、林業を取り巻く経営環境の悪化により財務体質の悪化が生じている森林組合がある。特に、事業損益段階での赤字や連続赤字決算の組合、森林整備事業に依存している組合、損失処理が困難な組合等については、経営リスクが高く、余裕のある組合との救済合併や広域連合を目的とした合併等を検討すべきである。

例えば芸南森林組合と世羅郡森林組合については財務状況が悪化しており、早急な対策(近隣組合との合併等)が必要である。

その他にも将来経営悪化が予想される森林組合もあると思われるので、前回のプラン「2006～2010 広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」に記載のある「組合合併の推進」により、広島県の林業の存続を検討すべきである。

(3) 森林組合に対する指導(団体検査課との連携)

今回の外部監査においては、補助金・交付金を受け取った森林組合に対する

実地監査を行うことにより、事態解明に努めた。

その結果、補助金・交付金の申請から報告に至るまで多くの是正すべき事項があり、事務の杜撰な実態が明らかになった。

森林組合の監督については、団体検査課の所掌事務とされているが、各事業の監査は担当課が行わなければならない。

各森林組合は、その事業処理体制・能力に差があり、結果として不公平な補助金・交付金となっている。

また、広島県の事前指導・周知が十分でないため、誤りが散見される。

今後は、森林組合に対し、制度の事前周知、チェックリストの作成による注意喚起、結果報告の精査を通じ、十分な指導を行われることを望むものである。